

にいかっふ

HOKKAIDO NIIKAPPU TOWN

議会だより

2014.2.14 / 発行

No.195

第4回定例会



- ▷ 第4回定例会の概要 2P
- ▷ 町農協財政支援に関する特別委員会の報告と議案の審議 2P
- ▷ 一般質問 / 3議員が3項目を問う 6P
- ▷ 審議した議案等
 / 条例の改正ほか 8P
- ▷ 議員提案による意見書の提出 12P
- ▷ 決算の認定ほか 13P

～記念すべき祝賀会～

1月19日、新しく建てられた大狩部生活センターの落成祝賀会が行われ、約50人の地域の方が出席し、記念すべきこの日を祝いました。

場所は高台にあり、海が雄大に美しく映り、眺めも最高です。きっと、長くこの地域に愛され使用されていくでしょう。

1千万円を可決!!

組織と損失補償の契約!!

採決は7対4!!

定例会の概要

平成25年第4回定例会は12月17日に招集され、18・19日を議案調査のため休会、20日を2日目に開会しました。

本定例会では、初日17日に農協への財政支援の調査を付託された特別委員会の調査結果を報告。

その内容は、財政支援時期の度重なる変更や要請額の減少、農協が提出した中長期経営計画が組合総会での承認内容と異なるなど、信ぴょう性が低く調査を終えた10月4日段階では、財政支援が公益上必要との判断にはいたらなかったと報告されました。

2日目、追加議案で町から農協の財政支援に係る損失補償の債務負担行為（補正予算）が提出されました。

内容は、これまで町と農協で協議していた本件に農協系統組織が新たに加わり、最大3億1千万円の損失補償を町が行うものです。

農業の打撃が町内全域の経済にまで及び公益性があると町は強く訴え、一部反対の声もありましたが挙手多数で原案を可決しました。

以外は行政報告の後に決算認定7件、専決処分1件・条例改正8件・補正予算6件の可決、3議員3項目の一般質問、議員発議による意見書4件を可決しました。

新冠町農協財政支援調査 特別委員会の報告

平成25年12月17日

委員長 寺田 孝男

―これまでの調査経過―

○24年12月14日（特別委員会の設置）

○25年1月17日（第1回）

○25年3月4日（第2回）

○25年5月2日（第3回）

○25年10月4日（第4回）

―調査の結果―

町農協は、平成23年10月にJA北海道中央会から担保評価の是正指導を受けるとともに、平成24年7月にJA全国中央会及び農林中央金庫から要改善JAの指定を受け、自己資本比率向上等の財政健全化が求められている。

これらを受けた25年1月31日現在の試算では、担保不足額による貸倒引当金計上後、自己資本比率は2・29%となる。JAバンクルールで4%未満となった場合は6ヶ月以内に組織統合が行われ、信用取引農家及び組織利用農家への資金供給が停止され、農業経営の困難が想定される。新冠町の基幹産業は第一次産業であり農業振興をまちづくりの基本施策としていることから、財政支援は客観的な観点から公益性が

あると判断される。

しかし、財政支援要請決定時期が24年12月から25年3月に、さらに同年5月末日に変更になるとともに、損失補償要請額も当初取引農家320戸で約10億円から農家28戸で7億1400万円に、さらに農家22戸の4億800万円に大きくかい離するとともに減少している。さらに、25年3月8日に開催された町農協臨時総会時に組合員へ配布され、4月12日に開催された通常総会で承認された「JAにいかつぷ中長期経営計画書」が当委員会に提出されたが、その基本となる組織計画及び自己資本比率向上計画の計数が通常総会で承認されたものと全く異なるとともに、25年度を初年度とした中長期農業振興対策におけるハウス団地設置事業等が全く進んでいない現状から、客観的な視点での公益性は認められるが、財政支援決定時期の変化、財政支援要請額の減少とかい離、JAにいかつぷ中長期経営計画書の計数のかい離等から町農協に対する信ぴょう性が極めて低いため、調査を終了した10月4日段階での財政支援が公益上必要との判断にはいたらなかった。

◆農協への財政支援3億 ◆町は農協ではなく系統

『小竹町長より議会へ提案理由の説明』

追加議案

平成25年12月20日

町農協財政支援の債務負担行為

(一般会計補正予算)

【内容】町農協では、なく北海道の農協系統組織(北海道農業信用基金協会)に対する損失補償で、期間は平成25年度から40年度まで。限度額は3億1017万3千円。

町農協の自己資本比率向上を図る独自資金を、農協系統組織が借り換えする新制度が創設された。新制度の資金は低利で、償還期間が最大15年間かつ最初の5年間は返済を据え置くことから、農業者には負担軽減となり財務体質の改善が図られる。

また、この資金の債務保証も系統組織が行い、農業者に債務不履行や離農があった時は資産処分を行い、なお損失が生じる時はこの組織が代位弁済し、同額を新冠町が補償するもの。

(賛成7反対4の挙手多数で原案可決)

質疑応答

提議員

途中で要請額が7億円となり最終的に3億円となった中、以前提示された資料では自己資本比率が初年度8%、15年後に15%まで増加することを不安視するが。

提産業課長

約4億円の担保不足は、農協の自己資本積立金の取り崩しと貸倒引当金の積み増しで対応する。比率の向上は、農協がつくる中長期計画で毎年3千万円を目標に利益を積み立てると回答を得ている。

提議員

4億円は、農家の返済状況によって農協が代わりに返済しなければならぬ。その中で毎年3千万円の利益は不可能ではないか。

中村副町長

その対応を含め、15年間で15%まで向上できる計画となっている。

※自己資本比率とは、総資本に対する自己資本の比率で、高いほど負債(借金)が少なく健全な経営を行っていると言われています。

鳴海議員

①若干制度の内容が変わったとはいえ、農協の要請書には一度も期限が明記されていない。また、町も指摘していないことをどう考えているか。

②町長は、まちかどミーティングで『特別委員会の意見を尊重する。もしくは審査を願っている。』との発言だったが、本議案を提出することは自らを否定していないか。

③結果的に、特別委員会に本件を諮る必要はなかったのではないか。また、それは議会を否定することにならないか。

中村副町長

①明確な期日がなかったのは事実である。ただし、町も多額かつ長期間の損失補償となるので調査・検討の期間が必要なことから、この時期まで延びた。

小竹町長

②そのようには思っていない。慎重に判断し提案にいたった。

③委員会調査が不要とも議会軽視もしてはいない。この問題を機に農協・農家の経営改善に取り組む良いきっかけになった意義あるものだったと思っている。

但野議員

①系統組織が示し、新冠町独自の取り扱いを反映させた新制度の作成は町で行ったものか、農協で行ったものか。

②農協執行部が組合員に説明していない中、この提案を組合員の総意と町は思っているのか。

中村副町長

①農協・町・系統組織で作成した。
②組合員に説明していたかは不明だが、農協という団体の意思と捉えている。

但野議員

私の知る範囲内で、組合員はこの制度に関して全く知らされていなかった。

組合員全員がこの情報を共有した中で
の提案であれば、公益性が認められる
と思うが、今の状態では認め難いと思
うが。

中村副町長

理事会という意思決定をする機関の
中で決定されたことは、農協総体の意
思決定と捉えている。

また、組合員への周知は今後行われ
ると思う。町も十分検証した中での提
案である。

寺田議員

①本要請はいつどこからあったものか。
②当初の要請と本件は関連するののか。

中村副町長

①平成25年11月29日付で農協からあつ
た。

②関連する。

寺田議員

本件は、当初早急な結論を求められ
ていたが1年を要した。町は、提案に
いたるまでどのような作業をしてきた
のか。

小竹町長

そのようには認識していたが、極め
て重要な案件から時間を要した。決し
て町が一方的に議会にお願いしただけ
ではなく、農協とも十分協議しながら
進めてきた。

寺田議員

①当初と今回で、財政支援の方法が急

転しているのはなぜか。当初の内容と
関連があるという理由は何か。

②新制度に関しては特別委員会の調査
対象外なので行わなかったが、最後の
委員会（10月4日）で4億800万円
の要請が3億1千万円に変更されてい
る理由は。

小竹町長

①金額は別として趣旨は同じである。
堤産業課長

②4億800万円には新制度で対象外
となる制度資金が含まれており、これ
を除き3億1千万円となった。

寺田議員

要請書には「従前と中身が変わらな
い」と明記されているが、変わったか
ら3億1千万円になったのではないか。
また、町はどうして公益上必要との
判断にいたったか。

中村副町長

当初、特別委員会で調査していただ
いた内容は、農協に直接町が損失補償
する形であったが、その後新制度が
でき、債務保証する農業信用基金協会
に対し町が損失補償する別な形で今回
提案した。ただし、農協の自己資本比
率が下がり信用取引が停止する本質は
変わらない。そのことが新冠の農業に
大きな影響を与え、地域経済の影響に
もつながらることから、公益性があると
いう判断にいたった。

寺田議員

4億800万円から制度資金を除い
た理由とその判断は誰が行ったか。

中村副町長

農協からの資料を精査し町が判断し
た。

寺田議員

①農協の計算間違いを町が正したと理
解してよいか。

②今となれば、特別委員会で1年間調
査したことに意味がない。町長は公益
上必要との判断をし提案しているが、
1年前でも同じ気持ちで提案したか。

③議会と行政の責任が、15年先まで及
ぶほど大きな案件である。しかし、議
論する時間がゼロに等しいこの時に提
案する町長の気持ちが理解し難いので
所見を伺う。

堤産業課長

①新制度における農協と町の考え方の
違い。
小竹町長

②1年前と気持ちに変化はない。

③町が知り得た情報はすべて説明し尽
くした。その中で、この時期に提案す
ることになったので理解してほしい。

鳴海議員

①支援にあたり、JA全国監査機構の
監査で指摘された不良資産処理強化・
生活店舗事業改善などを地方自治法第

96条に基づき、農協活動の総合調整を
行う考えはあるか。

②議会に提示された資料は総括表のみ
で詳細を知る術がないが、町は数字の
積み上げなど詳細部分すべてを確認し
ているのか。

③昨年5月2日の委員会で対象戸数28
戸中、計画未提出者1戸・債務不履行
7戸と確認しているが、本提案では6
戸減少した22戸となっているが。

中村副町長

①農協の指導機関が北海道となってい
るので、おそらく町はできないと思っ
た。

鳴海議員

現段階ではできないと承知しておく。

堤産業課長

②組合員個々の詳細までは関与できな
いので、集計時に積み上げの確認をし
ている。

③その数字は事前審査のもので、減少
となった6戸は、制度資金等が含まれ
ている5戸と計画未提出1戸で、これ
を除外し22戸となった。対象農家の審
査は今後申請をもらい行う。

鳴海議員

①新制度で設ける補償義務の免除要件
で、負債総額が2年連続で前年度を上
回るなど改善見込みがない場合に対象
から除くとされている。しかし、現在
の農業情勢から短期間での改善は不可
能と思われる。これは損失補償をもつ

て、単に町が協力した形式上の無効化の補償で終わるのでないかと危惧するがどう考えているか。

②改善が認められず損失補償した場合の担保不足はどう扱うのか。

③改善計画中の農協の財務強化対策は、毎年度の利益から特別の基金を積み立てて、万が一の場合は赤字である引当金に充当すると理解してよいか。

堤産業課長

①開始5年間は返済を据え置き、最長15年で返済してもらう制度である。この5年間で経営改善を図る。

②損失補償は組合員の資産をすべて処分してからとなるのでリスクも減り、その間に償還も行われるのでかなり低い金額になると思う。

③その通りである。

鳴海議員

以前、提示された資料では特別積立金は今後4年間積みめないことになっているが、どう理解してよいか。

堤産業課長

農協の決算で25年度は当期末処分剰余金が赤字になるので、これを埋めるため4年程度積みめない。

※当期末処分剰余金とは、自己資本の内訳の一つでほかにも出資金や特別積立金などがあります。

反対討論

鳴海議員

農業関係者の厳しい現状は理解するが、公益性は認めてもやむなく自ら廃業された各業種の営業者をはじめ、自助努力で必死に改善強化を図っている団体・会社・農業関係者・町民に与える不平等感は否めなく、公益性の解釈の仕方により、今後同様な事案の発生や納税・料金等の徴収と公共料金に対する町民への不信感の誘発につながる。と考える。

TPPや減反政策等、国の政策に伴い今後の農業情勢が見え難い状況であり、この結果により1町では対応し切れない同様な事案の発生が予想され、市町村連携による国・道・JA中央会の支援要請や新たな農業振興支援対策の取り組みが生じてくると考える。

計画改善は示されているが、JA全国監査機構の監査における指摘事項の改善取り組みが見え難いこと。また、中長期農業振興計画の推進状況の遅れなど、課題解決に取り組む町・農協の姿勢に希薄さを感じ、役員一体となった危機感が伝わってこない。以上に加え、これまでの調査で生じた財政支援時期や要請額の変移等の信ぴょう性を鑑み、損失補償による支援で一時的な延命は図れても、抜本的な解決にはいたらないと判断し反対する。

賛成討論

武田議員

この問題は、多くの町民や農協組合員でも意見が分かれ、賛成・反対どちらにしても非常に重く正に苦渋の決断である。確かに支援要求額や支援決定時期の度重なる変更、中長期経営計画の係数の相違など農協への信頼が揺らいだことも事実である。農協には、しっかりと襟を正してもらわなければならない。それと同時に固定化債権の問題や農協の体質的な甘さから制限なく融資を繰り返し、結果的に負債の増加につながった点などは一度整理をし、出すすほどの強い意志とスピード感を持ち、改善改革に取り組む姿勢を町民に示し確実に実行してもらいたい。

新冠町の基幹産業は、農業を主体とした一次産業であり、農業振興をまちづくりの基本政策としている中で、今回の新制度による支援がなければ自己資本比率が4%を切り、JAバンクルールによる組織統合が行われ、これまで行われてきた信用共済事業が北海道信連に事業譲渡され、信用取引のある組合員への資金供給が停止される。そうなるとTPP問題など先行き不透明な厳しい農業情勢の中、300あまりの組合員・農家の経営が困難となり、町内経済から今後のまちづくりにも大きな影響を及ぼすことになるので、新冠町の将来を考え賛成する。

行政報告

小竹昭
町長

- ◆消費税増税に伴う各種使用料、手数料の改定
- ◆西泊津地区町有地の活用
- ◆浦河赤十字病院精神神経科の廃止方針
- ◆福祉灯油支給事業の実施
- ◆日高中部4期地区広域農道整備事業に係る事業工期の延伸
- ◆平成25年度一次産業の概況
- ◆農業支援員の就農見込み
- ◆宮城県山元町復興支援イベントへの参加結果
- ◆国保診療所・医師の就任

教育行政報告

杉本貢
教育長

- ◇学校教育の推進
 - ・確かな学力の育成
 - ・豊かな心身の育成など
- ◇認定こども園ド・レ・ミの教育・保育
 - ・開かれた園の活動など
- ◇社会教育の推進
 - ・レ・コード館の活動
 - ・高齢者教育の取り組み
 - ・社会体育事業の取り組みなど

※詳しくは町広報12・1月号をご覧ください。

一般質問

町政のここが聞きたい

第4回定例会での一般質問は、質問と答弁内容を要約して登壇順にお知らせしています。詳しく知りたい方は、議会事務局及びレ・コード館図書プラザで閲覧することができます。

種大型店の出店により、その品揃えの

但野議員

長引く景気低迷と隣町での活発な各

商工振興

Q 商業活性化のため 地域商品券を

A 商工会と農協を交えて 検討する



但野裕之議員

多さから町内のあらゆる業種・商店に多大な影響を及ぼしている。さらに、日高自動車道の延伸に伴い買い物物の利便性が高まり、札幌・苫小牧方面への消費流出が顕著なものとなっている。この窮地を打開するために地元企業・商店の支援等、活気を呼び戻すための地域商業活性化対策として、町主導でプレミアム商品券の発行により町内の潜在購買力を引き出し、利用促進が図られる。

同様の事業が、平成24年度に日高管内で本町を除く6町で継続的に実施されていることは、本来の目的を達成し費用対効果も認められていると考察される。また、「らくらくにいかつぶ事業」を下支えしている商業者、Aコープ店が弱体化することで今後の先行きが危惧される。

町内消費の拡大と地域の振興を図ると同時に町民の福祉増進に寄与することを目的とし、商工会・農協の共催事業として地域商品券発行事業を実施する考えがないか町長の所見を伺う。

小竹町長

景気低迷や人口減、道



写真は「らくらくにいかつぶ事業」で行っている移動販売の様

央圏や近隣町の大型店への購買者の流出等により、商工業への影響は大きい。町内の商業資源とニーズをマッチングさせ、商業振興を図るため商工会と連携し検討している。

過去にプレミアム新冠発行事業を実施しているが、一過性の需要喚起にとどまった。

商工会・農協が主体となって、子育て支援や定住対策・高齢者対策等と連携し、経済循環につながる町内使用に限定した地域商品券など町内消費と新たな顧客創造・町民同士のコミュニケーション等による継続的な波及効果も望めるよう早急に実施すべく具体的な検討を行う。

住民生活

Q 消費税8%による料金増は最低限にとどめるべき

A 法に基づき課税せざるを得ない



秋山三津男議員

秋山議員

町民の所得は上がりませんが年金が削られる中、物価の値上がりが続く、さらに来年度には国保税の値上げも予想され、町民は暮らしに大きな不安を抱えている。

る。町の財政事情も考慮し、消費税増税分を転嫁せざるを得ない状況も理解して反対するものではないが水道料・下水道料など町民の日々の暮らしに直結するものは上げるべきでないと思うが。

小竹町長

8%への引き上げ決定に基づき、町も使用料・手数料の改正の検討を重ねた。町民への影響を最小限度に抑える措置として、10円単位のものには10円未満切り捨て、100円以上単位のものには100円未満を切り捨て3600円以上のものが引き上げ対象となる。町民の負担増は、平成24年度実績で一般会計18万2千円・水道会計340万円・下水道会計100万円・診療所会計56万2千円の試算となる。水道・下水道・診療所の3特別会計は消費税の申告納税義務があるので、法に基づき課税せざるを得ないことから、項目ごとに8%転嫁する処理を行う。

秋山議員

24年度決算で、水道事業の効率が悪いことがわかった。水道料への消費税増税分の転嫁は経営改善で補うべきと思うが。

小竹町長

経営改善は十分に取り組むが、消費税とは別問題である。消費税の負担は利用者としなければならぬ。特別会計は独立会計なのでやむを得ないと考える。

企業誘致

Q 日高食肉センターの進み具合は

A 平成27年5月稼働



鳴海修司議員

鳴海議員

平成24年11月に着手された日高食肉センターは、新冠町の活性化と発展の

願いを込め、行政と議会が一体となり町民の理解を得て誘致した事業で、民間事業ではあるが町も補助することから伺う。本センターは、一部町民の間で事業自体中止との誤解が生じているため次の4点を確認したい。

①計画変更の行政報告が9月定例会ではなく、12月定例会にいたった経緯は、
②通常は特別な理由が生じない限り、事業内容は計画時に審議決定されると考えるが、なぜ途中での変更となったのか。

③取水は、隣接者と協議が整っていると報告を受けたが、どのような経緯でボーリング調査を行い、その結果と今後の対策は。
④補助金の支出は完成後と思うが、対象工事の進み具合はどの程度か。

小竹町長

①平成25年3月に親会社から、肉製品に付加価値を高めるため施設の変更要請を受け、5月の株主総会で変更が承認された。これにより、施設整備の設計変更と変更内容の詳細を関係者で協議したが合意にはいたらず、最終的な請負業者と本体工事の契約締結が9月30日と報告を受けたため、9月定例会では行政報告できなかった。

③業態上、井戸を複数確保し運営するのが望ましいため、食肉センターも隣接地の井戸も含め自己所有地内に確保



町道(西泊津地区)からの食肉センター進入路

すべくボーリング調査を実施し、予備の水源について継続調査中であると報告を受けている。

④食肉センターとの協定で、対象工事は町道からの進入路としている。後は舗装工事のみで、本体工事の着工が平成26年4月。本格稼働は平成27年5月を予定している。

条例の改正

◎職員の修学部分休業に関する条例等

【内容】地方分権に係る関係法律の成立に伴い、町が関係する次の3条例を一部改正するもの。

1 職員¹の修学部分休業に関する条例
これまで『期間2年』であったものを、『期間4年を超えない範囲』に改めるもの。

2 職員の高齢者部分休業に関する条例
高齢者の年齢を55歳とするもの。

3 社会教育委員に関する条例
委員の委嘱基準等が改正され、これまで『各学校長』であったものを『学校・社会教育の関係者』に。また、『町内に事務所を持つ各社会教育関係団体において選挙等で推薦された当該団体の代表者』であったものを『町内の家庭教育の向上に資する活動を行う者』に改めるもの。
(全員挙手により原案可決)

職員²の修学部分休業に関する条例の質疑

武田議員
これまで職員が取得した事例はあるか。

中村総務企画課長
平成17年から制度を設けているが事例はない。

鳴海議員
社会教育委員に関する条例の質疑

家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、どういう方を指すのか。

工藤社会教育課長
全国的には、子育てサークルや子ども会活動など子育て支援に関わる方とされている。

寺田議員
家庭教育とは何か。

工藤社会教育課長
一般的に、基本的な生活習慣を身に付けさせることや、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するもの。

寺田議員

委嘱者の基準が、これまで学校長や社会教育団体代表者と明確であったものが、なぜわかり難いものに改正しなければならぬのか。

工藤社会教育課長

範囲を広げ、多様な分野の関係者も選考可とする国の方針に従い改正する。

寺田議員

一般家庭の父母も対象になると理解してよいか。

工藤社会教育課長
そのように考える。

◎職員³の給与に関する条例

【内容】国と同様に平成26年1月から55歳以上の昇給を原則停止するもので、勤務成績が「極めて良好」「特に良好」の者以外、昇給は行わない。
(挙手多数により原案可決)

極めて良好とは？

秋山議員

何をもって「極めて良好」とするのか。

中村総務企画課長

業務成績・仕事の取り組み姿勢・勤務能力を評価し基準点以上であること。

《再質問》

秋山議員

55歳以上は大半が管理職と思うが、評価は誰が行うのか。

中村総務企画課長

すべて管理職ではないが課長職の評価は町長・副町長が行う。

《再々質問》

秋山議員

当町の給与水準は。

中村総務企画課長

25年度のラスパイルズ指数は96%台となっている。

※ラスパイルズ指数とは・・・国家公務員の給与を100とした場合の比率で、

下回っている場合は地方公務員の給与の方が低いということです。

反対討論

不透明な中で評価することは難しい
と思ひ反対する。

中川議員

賛成討論

竹中議員

この改正は、国の方針に基づき行うので賛成する。

◎集会施設の設置及び管理に関する条例

【内容】大狩部開拓婦人ホームは築48年経過し、老朽化による改築の必要性和津波等災害時における避難所の機能を備えた新しい集会施設を、大狩部家畜共進会場の隣接地に建設したことから、大狩部開拓婦人ホームを削除し大狩部生活センターを加えるもの。

(全員挙手により原案可決)

鳴海議員

①土地の地目変更手続きは図られているか。

②土地代(借地料)の増減の変化は。

③供用開始予定日はいつか。

宗元財務課長

- ①法務局に照会中で建設後に行う。
- ②地目が宅地となるので増となる。
- ③1月から使用する。



建設された大狩部生活センター

◎家畜共進会場設置条例

【内容】敷地内に大狩部生活センターを設置するので、敷地減少の改正をするもの。

(全員挙手により原案可決)

◎手数料条例等

【内容】平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、現在徴収している使用料・手数料のうち、課税対象となる料金の見直しを行い10円・100円単位で区分け、端数を切り捨て処理し料金の変更となる17本の条例を改正するもの。なお、今回の見直しにより全使用料・手数料条例の14%を改正することになる。

(挙手多数により原案可決)

鳴海議員

8%による町の影響額は。

中村総務企画課長

支出で3900万円、収入で514万4千円増の見込み。

◎簡易水道事業給水条例

【内容】先の手数料条例と同理由で水道料金の改正を行うもの。影響額は家事用が85%を占めていることから、1ヶ月40円〜130円の範囲で増となる。また、全体で平成24年度に対し340万円程度の増と試算している。

(挙手多数により原案可決)

◎下水道条例

【内容】先の条例と同理由で下水道料

金を改正するもの。影響額は一般用基本料金の5〜21トンの使用者が83%を占めていることから、1ヶ月20円〜80円の範囲で増となる。また、全体で平成24年度に対し100万円程度の増と試算している。

(挙手多数により原案可決)

◎国保診療所事業設置条例

【内容】先の条例と同理由で改正するもので、診療所で徴収している使用料及び手数料の見直しを行い同様の処理方法とする。健康診断料や文書料など該当するものを引き上げる。また、全体で平成24年度に対し56万2千円程度の増と試算している。

(挙手多数により原案可決)

専決処分

◎平成25年度一般会計補正予算

【内容】平成25年11月新冠温泉レ・コートの湯の給水用加圧ポンプが故障し、給水が停止した。直ちに応急処理を行ったが、その後も不具合が発生し温泉の営業に支障を来たことから、早急に交換すべくその工事を専決処分したものの。

(全員挙手で原案承認)

武田議員

故障は、日頃の点検で未然に防ぐことはできないのか。

堤産業課長

このポンプは、開設時からのもので5年毎にオーバーホールし通常点検も行っている。

原因は、電気回路の不具合によるもので発見が難しく、来年度改修予定であった。

平成25年度

補正予算の審議

事業予算と質疑Q&A

一般会計

【内容】既定予算に280万7千円を追加し53億5061万3千円とした。

歳出 総務費

▼東町職員住宅外部塗装工事の減

△195万3千円

武田議員

1棟2戸の取り止めによる減額のことだが、その住宅の現状は。また、取り止めた理由は。

宗元財務課長

20センチ以上の傾きが生じており、直し方も検討しなければならず、塗装しても手戻り工事が生じるので行わなかった。

《再質問》

武田議員

業者は、その工事をあらかじめ予定しており、利益に影響が出るのではないかと。

宗元財務課長

工事発注前に発見したので業者には迷惑をかけていない。

寺田議員

傾きを発見したのはいつ頃か。

宗元財務課長

25年の春。



塗装工事を取り止めた東町職員住宅

▼生活路線バス維持費補助金

1038万8千円

中川議員

路線毎のバスの割り振りなどはどうなっているか。

中村総務企画課長

2路線あり、1年間で日高沿岸線が補助金210万2千円で輸送人員3万2513名。泉線が828万6千円で3万6408名となっている。

【総務費のその他主な補正予算】

▼新工ネ・省工ネ導入補助金

99万円

▼定住・移住促進引越助成金

40万円

歳出 民生費

【民生費の主な補正予算】

▼福祉灯油支給費

370万円

歳出 衛生費

▼各種ごみ収集運搬等の業務委託料の減

△37万1千円

武田議員

減額の要因は、ごみの量が減ったと理解してよいか。

奥山町民生生活課長

入札により執行残が生じた。

歳出 農林水産業費

【農林水産業費の主な補正予算】

▼就農施設等整備費補助金

500万円

▼狩猟用具購入費補助金

20万円

歳出 土木費

【土木費の主な補正予算】

▼土地購入費

495万6千円

歳出 教育費

▼レ・コード館事務所の照明

武田議員

館内のLED化が進みより明るくなっているが、事務所は取り残されている。暗いイメージがあるので、同様に進め雰囲気明るくした方がよいと思うが。

工藤社会教育課長

予算を消耗品費で計上しており、事務所・研修室・会議室等のLED化を進める。

【教育費の主な補正予算】
▼消耗品費（レ・コード館）

163万円

▼新冠小学校階段補修工事

▼学校管理用備品購入費

125万5千円

歳入歳出全般

▼職員の適正配置

寺田議員

職員募集のチラシをよく見かけけるので、全体的に人事が落ち着いていないと思う。施設によってはサービス提供に影響があるので、総合的な人事の適正配置などの機能を有する部署が、必要と思うが実態は。

中村副町長

総務企画課総務グループで、長期間の退職・補充含めた計画をつくっており、それに基づき職員の採用等もを行っている。

簡易水道会計

【内容】既定予算から412万6千円を減額し4億806万8千円とした。

国保会計

【内容】既定予算に6858万7千円を追加し8億4173万円とした。

後期高齢者医療会計

【内容】既定予算から38万1千円を減額し6185万1千円とした。

介護サービス会計

【内容】既定予算から313万1千円を減額し3億226万2千円とした。

国保診療所会計

【内容】既定予算から121万4千円を減額し4億3528万4千円とした。

▼食糧費の用途

6万円

但野議員

今回の補正で計14万円の予算となるが、どのような使い方をしているか。

有田診療所事務長

出張応援医師に係る賄い費である。

《再質問》

但野議員

他の部署でも非常勤の者がいるが、医師に限り特別に認めているのか。

有田診療所事務長

通常はないが、現在常勤医師1名体制の中で強くお願いしていただいているので予算措置するもの。

【国保診療所会計のその他主な補正予算】

▼診療所施設工事

197万2千円

報 告

(受理)

監査委員から次のとおり報告があった。

◎定期監査の結果報告

【内容】事業成績書などに基づき説明を受け、関係書類を監査の結果、指摘事項は認められない。

○学校監査

9月20日

○建設水道課所管工事

9月24日

(大狩部生活センター新築工事)

○産業課所管

9月30日

○総務企画課所管

10月22日

○町民生活課所管

10月22日

○管理課所管

10月29日

○社会教育課所管

10月29日

◎例月出納検査の結果報告

【内容】平成25年10月分までの検査調書の計数と関係諸帳簿、証書類により審査を行い各金融機関の預金残高を確

認照合した結果、各会計、基金及び歳入歳出外現金について、計数上の誤りは認められない。



例月出納検査の様様

◎出資団体・公の施設の

指定管理者の監査結果報告

【内容】(有)日高軽種馬共同育成公社・(有)にかつばホロシリ乗馬クラブ・(株)新冠ヒルズ・新冠町デイサービスセンターの指定管理者(社会福祉法人新冠ほくと園)を11月22日に監査を実施。関係諸帳簿により計数審査を行い各金融機関の預金残高を確認照合した結果、誤りは認められない。

意見書の提出

町民の声として議員提案により次の意見案が提出され、原案のとおり可決し政府関係機関等に提出しました。

①森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

提出者 秋山 三津男

(全員挙手により原案可決)

——一部抜粋——

近年、地球温暖化が深刻な環境問題の中で、CO₂を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられ、果たす役割は重要となっている。

しかしながら、本道を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域存続の困難さが懸念され公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を進めるとともに、振興を図り活性化していくためには国家戦略と位置付けて、国の「森林・林業基本計画」に基づき木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、木材を安定供給できる取り組みが必要なことから国に強く要望する。

②2014年度地方財政の確立を求める意見書

提出者 竹中 進一

(全員挙手により原案可決)

——一部抜粋——

政府は、8月8日に閣議決定された中期財政計画において「地方の一般財源の総額は、平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する。」とされているものの、2014年度予算編成に向け地方交付税総額が削減される懸念がある。

地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興、子育て・介護などの社会保障、過疎化対策・雇用対策など、増大する地域の行政需要に対応する努力を続けてきた。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、見合う地方交付税総額を確保する必要がある。2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて強く要望する。

③利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

提出者 中川 信幸

(全員挙手により原案可決)

——一部抜粋——

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に

関する法律案」を国会に提出した。

それを基に、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業に見直すことや、一定以上所得のある利用者の負担引き上げなどが盛り込まれた介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしている。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっている。

高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう強く要望する。

④日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書

提出者 竹中 進一

(全員挙手により原案可決)

——一部抜粋——

政府は、11月26日の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しを行い、その制度設計の全体像が決定された。

今回の制度創設は、農業・農村が果たしている環境保全や地域政策などを

重視する多面的な機能に対するものであり、世界的な農政の潮流に即したもとしてのいるが、農地維持・資源向上支払において、本道と都府県との交付単価に差があることや、地方自治体財政負担を求めるなど課題が多く残されている。

本道の農業は、豊かな自然と広大な土地資源を活かした生産性の高い経営を行う一方、道内全農家中の中山間地域に属する条件不利地域農家も公益的・多面的機能を守りながら役割を果たし、地域経済・社会を支える基幹産業として維持・発展してきた。

今後とも本道の農業者が将来にわたって安心して農業経営が続けられるよう十分配慮するよう求める。



平成24年度各会計の決算を認定

昨年9月19日招集の第3回定例会において、町長から監査委員の意見を付けて提出された7会計の決算認定は、議長及び監査委員を除く全議員で構成する一般会計等決算審査特別委員会に付託され、それぞれ議会閉会中に審査が行われました。

第4回定例会の初日に一般会計等決算審査特別委員会（委員長・椎名 徳次議員）から審査意見を付けて「認定すべきものと決定した」と報告があり、本会議でも報告のとおり認定されました。

◇一般会計等決算審査特別委員会
〔審査期間〕平成25年11月19日・20日・21日・26日
〔審査会〕一般会計及び特別会計

審査意見

厳しさが増す地方財政運営の中にあつて、本町の平成24年度一般会計決算における経営収支比率は81・1％で前年度対比3・6％減少するとともに、実質公債費比率は14・8％で前年度対比1・8％減少しているが、依然として自主財源の確保が厳しく4分の3以上を地方交付税等の依存財源に頼らなければならぬ財政状況のため、次の対策を検討する必要がある。

1. 長引く地域経済の不況により、町税全体の収入未済額が年々増加し、その額は多額となっている。町税は自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、適正・公平な税負担を求めることは極めて重要であるため、これまで以上に自主納税の促進と滞納の実態に即した適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図ること。

また、国民健康保険税も町税と同様に収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図ること。

2. 本町の基幹産業である一次産業は、町の経済を支える重要な役割を担っているため様々な振興対策を講じているが、その効果等を分析し一次産業従事者の所得向上を図ること。

24年度の国保診療所の患者取扱状況 (人)

区分	1日平均患者	年度別患者延数		対前年度
		24年度	23年度	
入院	17.6	6,437	6,445	△8
内科・小児科	17.6	6,437	5,872	565
整形外科	0	0	573	△573
外来	87.8	21,424	22,263	△839
内科・小児科等	68.8	16,795	17,928	△1,133
外科・整形外科	19	4,629	4,335	294
合計	105.4	27,861	28,708	△847

※診療実日数
入院 365日 ・ 外来 244日 [27,861]

委員会の活動状況

平成25年11月1日から平成26年1月31日まで

総務産業常任委員会

○11月1日

・JR日高線厚賀大狩部間斜面災害の抑止要望

・超高速情報通信網（光回線）の町内未整備地区整備計画

○12月2日

・超高速情報通信網（光回線）の町内未整備地区整備計画

社会文教常任委員会

○11月8日

・成年後見体制の構築方針
・国民健康保険税の税率改正方針

○1月16日

・新冠小学校の生徒指導ほか
・使用済み小型家電のリサイクル事業の実施ほか

議会運営委員会

○12月16日

・第4回定例会の運営

議会広報特別委員会

○1月9日・31日

・議会だより第195号の編集

議会を傍聴してみませんか

町政はあなたのために。
次の定例会は、3月に開会の予定です。
手続きは、4階の傍聴者名簿に住所・氏名を記入だけです。
日程等については、議会事務局までお問い合わせください。
(電話47-2559(直通))

平成24年度 実質収支に関する調書 (千円)

区分	歳入	歳出	翌年度繰越	実質収支額	
一般会計	6,008,985	5,906,101	998	101,886	
特別会計	簡易水道事業	581,203	578,493	0	2,710
	下水道事業	188,018	186,187	0	1,831
	国民健康保険	792,007	778,929	0	13,078
	後期高齢者	61,464	60,927	0	537
	介護サービス	313,181	305,785	0	7,396
診療所事業	448,362	437,400	0	10,962	
合計	8,393,220	8,253,822	998	138,400	

『こころ』～新冠とカンボジアの懸け橋を～



☆字中央町 大塚 紗弓さん☆

個人旅行をきっかけに「旅ときどきボランティア」という団体を立ち上げ、カンボジアへ衣料品や文房具を届けることで自立を促す支援を目指しています。

町内に貼った5枚のチラシから始まった活動でしたが、どんどんと支援の輪が広がったおかげで支援物資も多く集まり、有難いことにパネル展の開催や小学校などでの講演の機会を頂くまでになりました。活動を通じ、個人の想いにこんなにも賛同し、ご協力いただける新冠のリベラルな風土を再認識しています。

これからも皆様の「誰かの役に立ちたい」との想いをつむぎ、カンボジアに届けるパイプ役になれば良いなと思っています。

topics まちの話題

Welcome to にいかっぷ!!
～沖縄県金武町の子ども達が
新冠町に来てくれました～

毎年、国内研修で新冠町の子どもが沖縄県金武町を訪れていますが、今年は別に1月11日に金武町の子ども達25人が新冠町に来てくれました。

音楽による交流をテーマに歓迎セレモニーで当町は判官太鼓。金武町には沖縄舞踊のエイサーなどを披露いただき交流を深めました。

翌日は乗馬体験やレ・コード館などを見学し、子ども達が最も楽しみにしているスキー体験等ができる日高町へ向かい14日に帰省しました。

短い滞在時間でしたが、金武町の子ども達に新冠町はどのように映り何が印象に残ったのでしょうか。

沖縄から遠方ですが、またぜひ来てほしいです。



あとがき

▽一年の漢字に「輪」が選ばれ大納会の株価終値が1万6千円超えの高値で幕を引いた2013年でした。

▽4月の消費税8%への引き上げ対応として6.5兆円の経済、税制対策が予定されています。

これが景気回復への実感に繋がるのか注視したいと思います。

▽今年の午年が町民皆さんにとりまして初詣同様、穏やかで飛躍の年となるよう祈願いたします。

今号のあとがき担当

鳴海 修司

議会広報特別委員会

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 但野 裕之 |
| 副委員長 | 秋山 三津男 |
| 委員 | 鳴海 修司 |
| 委員 | 竹中 進一 |
| 委員 | 堤俊昭 |

発行責任者

議長 芳住 革二

この議会だよりは、会議録に基づいて議会広報特別委員会が内容を要約し、掲載しています。

詳しい内容をお知りになりたい方は、新冠町議会の情報は町ホームページでご覧いただけます。また、レ・コード館図書プラザに「閲覧用会議録」を配備していますのでお気軽にご覧ください。【年4回発行】

■発行／北海道新冠町議会 〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2

■編集／議会広報特別委員会

☎ 0146-47-2559 (直通)

☎ 0146-47-2500

町ホームページ<http://www.niikappu.jp>

